

- 一 植物及び地域  
シンドリ種及びチヨウサ種のマンゴウの生果実であつて、パキスタンで生産されたものであること。
- 二 輸送方法  
船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
- 三 生産地における消毒  
蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して生果実の中心部の温度を摂氏四十七度とし、その温度以上で二十五分間消毒すること。
- 四 生産地における検査及び証明  
(一) パキスタン植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているパキスタン植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。  
(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。  
ア ミカンコミバエ種群及びウリミバエ(以下「ミバエ類」という。)に侵されていないものであること。  
イ 三の消毒が行われたものであること。
- 五 植物防疫官による確認  
三の消毒及び四の(一)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。
- 六 こん包及びこん包場所  
(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。  
(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。  
(三) 各こん包又は束ねたこん包には、パキスタン植物防疫機関による封印がなされていること。
- 七 表示  
三の消毒及び四の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第二百八十六号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の付表第五十七の規定に基づき、パキスタンから発送されるシンドリ種及びチヨウサ種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣 鹿野 道彦